

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱

平成18年5月17日 告示第 327号

改正 平成19年3月29日告示第176号
平成24年4月23日告示第246号
平成25年4月 1日告示第218号
令和 3年3月19日告示第126号
令和 5年3月19日告示第130号
令和 7年3月31日告示第145号

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の耐震診断を行う耐震診断員を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を実施することにより、当該既存木造住宅の耐震改修の意識及び地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 派遣対象住宅 市内に存する、次のいずれかに該当する一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（住宅部分が過半を占めるものをいう。以下同じ。））として使用されている住宅で、賃貸の用に供する住宅を除くものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により、建設大臣の認定を受けた住宅を除く。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅

イ 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅であって、平成17年5月31日以前に増築又は改築されたもの

ウ 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅であって、平成17年6月1日以後に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の2第3号の規定に基づき増築又は改築されたもの

(2) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を評価することをいい、その方法については、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の第1「建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法及び同指針ただし書に規定する国土交通大臣が同指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法（一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」等をいう。）とする。

(3) 耐震診断員 一般社団法人奈良県建築士会奈良支部の正会員であり、かつ、

都道府県、協会等が実施する木造住宅耐震診断講習を修了した者をいう。

(事業の実施)

第3条 派遣事業は、利用者の決定を除き、一般社団法人奈良県建築士会奈良支部(以下「受託法人」という。)に委託して実施するものとする。

(派遣対象者等)

第4条 派遣事業を利用することができる者は、派遣対象住宅の所有者(共有の住宅にあっては、共有者全員の合意による代表者)であってかつ派遣対象住宅に現に居住している者又は派遣対象住宅に居住する意思を有する者とする。

2 派遣事業の利用は、派遣対象住宅1棟につき、1回限りとする。

3 派遣事業の利用は、1人につき、1年度当たり1回限りとする。

(派遣の申請)

第5条 派遣事業を利用しようとする者は、奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 派遣対象住宅の付近見取図及び平面図

(2) 派遣対象住宅の建築時の確認通知書(建築物)・確認済証、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し

(3) 派遣対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が当該住宅を使用している場合は、耐震診断を受けることについての使用者の同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の申請を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 受託法人は、耐震診断を行った派遣対象住宅の耐震診断結果報告書を市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第8条 受託法人及び耐震診断員は、派遣事業に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日告示第176号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月23日告示第246号)

この告示は、平成24年4月23日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第218号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日告示第 126 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日告示第 130 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 145 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申請対象住宅の概要	所在地		
	建築年次		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）
備 考			

添付書類

- 1 派遣対象住宅の付近見取図及び平面図
- 2 派遣対象住宅の建築時の確認通知書（建築物）・確認済証、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し
- 3 派遣対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が当該住宅を使用している場合は、耐震診断を受けることについての使用者の同意書
- 4 その他市長が必要と認める書類

※申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

第 号

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあった耐震診断員の派遣については、
次のとおり決定しましたので通知します。

派遣対象住宅の概要	所在地		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）
備考			